

群馬大学共同教育学部及び教育学研究科教学DX推進室内規

令和 6. 5.15 制定

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学共同教育学部及び教育学研究科教学DX推進室（以下「推進室」という。）に関して必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 推進室は、群馬大学共同教育学部及び教育学研究科の教育課程における教育内容の改善に資する教育方法のデジタル化の企画立案、実行、検証等を継続的に実施することを目的とする。

(組 織)

第3条 推進室は、次に掲げる室員をもって組織する。

学部長の指名する者 若干人

(任 期)

第4条 室員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の室員の任期は、前任者の残任期間とする。

(室 長)

第5条 推進室に室長を置き、室長は学部長が指名する。

2 室長は、室会議を招集し、その議長となる。

3 室長に事故あるときは、あらかじめ室長が指名した室員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 室会議は、室員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(室員以外の者の出席)

第7条 室長が必要と認めたときは、室員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(事 務)

第8条 推進室の事務は、教務係において処理する。

(内規の改廃)

第9条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

1 この内規は、令和6年5月15日から施行する。

2 この内規施行後、最初に選出される室員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。